

## 規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の職業安定法
規制の名称	労働者の募集に関する情報等の的確表示
規制の区分	新設
担当部局	厚生労働省職業安定局需給調整事業課
評価実施時期	令和4年1月
規制の目的、内容及び必要性	求職者等に対して、実際の就業条件と異なる募集情報等が提供されることのないよう、広告等を通じて募集情報等を提供するに当たっては、虚偽または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととする。 また、既に終了している募集に関して、求職者等が応募してしまうことのないよう、正確かつ最新の内容に保たなければならぬこととする。
直接的な費用の把握	遵守費用として、終了した募集については募集情報等の提供をとりやめる、定期的に情報を更新する等の事務が発生するものと考えられる。 追加の行政費用の発生は想定されない。
直接的な効果(便益)の把握	募集情報等の的確性が担保されることにより、求職者等が正しい情報に基づいて求職活動を行い、不当な就業条件の事業所で就労するリスクが減少するほか、より的確なマッチングの恩恵を受けることができる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	遵守費用として、終了した募集については募集情報等の提供をとりやめる、定期的に情報を更新する等の事務が発生するものの、求職者等が的確な募集情報等に基づき求職活動を行うことは、労働者の募集を行う者等にとっても的確なマッチングの恩恵が及ぶものである。また、不適切な募集情報等を提供し続けることにより発生する苦情処理の費用等が減少することに鑑みても、費用を上回る便益が発生するものと考えられる。
代替案との比較	募集情報等の的確な表示について、努力義務とすることも想定されるものの、求職者にとっては等しく募集情報等について信頼できることが肝要であり、一部でも実際の就業条件と異なる募集譲歩等が提供されていた場合には被害が及ぶものであるところ、努力義務として場合には統一的に的確性を担保することができないため、改正案がより適当であると考えられる。
その他の関連事項	特になし。
事後評価の実施時期等	雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則の規定に基づき、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を行う。